

大阪府立三島高等学校広告等掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）、大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）及び大阪府ホームページ広告掲載要領（以下「掲載要領」という。）に定めるもののほか、大阪府立三島高等学校ホームページ（以下「三島高校ホームページ」という。）における広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 三島高校ホームページに掲載する広告は、バナー広告（三島高校ホームページ内に表示される広告画像で、掲載者の指定するWEBページにリンクするものをいう。）

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 三島高校ホームページにおいて広告を掲載する位置及び広告の枠数は、大阪府立三島高等学校校長（以下「校長」という。）が定める。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 次のいずれかに該当する広告等は掲載できない。

- (1) 要綱第3条、掲載基準及び掲載要領を逸脱するもの
- (2) 青少年の健全な育成を阻害し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 教科用図書の発行者
- (4) 学習塾、私立学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）その他これらの業種に準じるもの
- (5) 三島高等学校の運営に支障をきたすものと校長が判断したもの
- (6) その他、校長が不相当と認めたもの

(広告掲載の決定)

第5条 広告の掲載申し込みがあったときは、事務長、総務部長、首席、教頭が内容を審査した後、校長が広告の掲載の可否を決裁する。

2 校長は、前項の規定により掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を通知する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は、校長が定める。

付則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。